

**一般財団法人福井県建築住宅センター
確認検査業務約款**

(責務)

- 第1条 建築主（以下「甲」という。）および一般財団法人福井県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、建築基準法ならびにこれに基づく命令および条例を遵守し、この約款（申請書および引受承諾書を含む。以下同じ。）および一般財団法人福井県建築住宅センター確認検査業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、別に定める「一般財団法人福井県建築住宅センター確認検査業務手数料規程」に基づき算定され、引受承諾書に記載された額の手数料を、第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 5 甲は、この契約に定めのある場合、または、乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なく、かつ正確に乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等またはその敷地もしくは建築工事現場等に立ち入り、業務上必要な調査または検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 7 甲は、乙の確認検査業務において、乙が期限付きで通知した適合しているかどうか決定することができない旨の通知書に対し、期限内に追加説明書の提出を乙に提出しなければならない。期限内に提出がなき場合は、当該業務の契約は終了したものと扱う。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。
- (1) 確認業務 確認の申請に対する引受承諾書の交付後 7営業日以内（規程第23条の建築物で消防同意を要するものについては11営業日以内）
- (2) 完了検査業務 工事が完了した日または当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から 7営業日以内
- 2 乙は、甲の責務を怠った時その他乙の責めに帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については、甲乙の協議による。

(支払期日)

- 第3条 甲の支払期日は、原則として申請提出日とする。ただし、やむをえない理由がある場合は、甲乙の協議により次の各号に定める期日までとすることができます。
- (1) 確認の申請手数料 前条第1項第1号に定める確認業務の業務期日の前日
- (2) 完了検査の申請手数料 完了検査日の前日
- 2 甲が前項の各号に掲げる申請手数料を支払期日までに支払わない場合には、乙は、当該手数料の区分に応じ、次の各号に定める証書を交付しない。この場合において、乙が当該証書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。
- (1) 確認の申請手数料 確認済証
- (2) 完了検査の申請手数料 検査済証

(手数料の支払方法)

- 第4条 甲は、第1条第4項に定めた手数料を、規程第33条で定めたところにより乙に支払う。

(確認審査中の設計変更)

- 第5条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、速やかに確認の申請を取り下げ、改めて確認を申請しなければならない。
- 2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があつたものとする。

(甲の解除権)

- 第 6 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が、正当な理由がなく、第 2 条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのないとき
 - (2) 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて勧告してもなお是正されないと
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知し、この契約を解除することができる。
- 3 第 1 項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲はその契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第 1 項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。
- 5 第 2 項の契約解除の場合、乙は手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また手数料が未だに支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。
- 6 第 2 項の契約解除があった場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

- 第 7 条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。
- (1) 甲に正当な理由がなく、第 3 条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わないとき
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて勧告してもなお是正されないと
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。また、乙はその契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第 1 項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときはその賠償を甲に請求することができる。

(乙の責務)

第 8 条 以下に発生した事由による場合は、乙は責務を負わない。

- (1) 甲の提出した申請書等に虚偽があり、それに基づいて確認および検査がなされた場合
- (2) 乙による故意または重大な過失がない場合

(計画の特定行政庁への通知)

- 第 9 条 乙は、この契約を締結した後、対象建築物の計画の概要について、建築場所を所管する特定行政庁および市町村へ通知するとともに、協議することができる。
- 2 前項の通知によって生じた損害については、乙はその責めに任じないものとする。

(秘密保持)

第 10 条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。

(申請関係書類の返却)

第 11 条 甲の都合により、規程第 33 条または第 42 条第 1 項の取り下げがなされた場合は、乙は当該業務を中止するとともに、受付した取り下げ届の写しと申請関係書類の一部を甲に返却する。

(別途協議)

第 12 条 この契約に定めのない事項およびこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

付則

この約款は、令和元年 12 月 16 日から施行する。